

俱知安町の「大規模盛土造成地マップ」の更新について

昨年度、公表した「大規模盛土造成地マップ」について、令和元年度末時点で12箇所と公表していますが、令和2年度の調査により、**26箇所**が該当することになり、マップを更新します。

1 大規模盛土造成地を把握する目的（土地に対する“耐震診断”）

近年、地震にともない全国的に宅地で地すべり（活動崩落）が発生し、平成30年の北海道胆振東部地震における災害は、たいへん痛ましい記憶として私たちの心に刻まれているところです。

そこで、国では地震に強い国土づくり（国土強靱化）を推進するため、定められたガイドラインに従い、地震によって地すべりを誘発する可能性が想定される大規模に盛土された造成地を把握して公表し、そのうえで地盤の状況を調査して安全性の確認し（土地に対する“耐震診断”と捉えてください）、必要に応じて安全対策を行うべく、交付金制度を拡充し、全国の市町村に計画的な実施を求めています。

2 対象となる大規模盛土造成地（“耐震診断”の候補地）

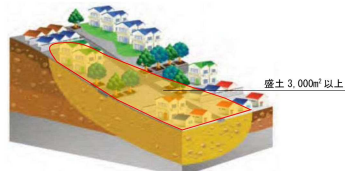
盛土された造成地は大小さまざま、宅地や農地などの目的もさまざま、造成された場所もさまざまです。そのため、崩落によって広範囲かつ不特定の人に危険が及ぶ恐れが考えられる以下の条件がガイドラインで定められ、該当する造成地について、今後の“耐震診断”の候補地（＝大規模盛土造成地）としております。

○ 大規模盛土造成地とは

大規模盛土造成地には、「谷埋め型」と「腹付け型」の2つのタイプがあります。

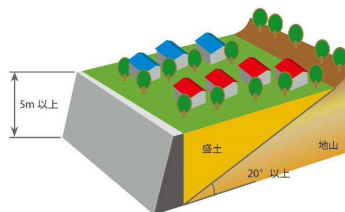
1) 谷埋め型

谷や沢を埋め立てた造成地で、
盛土の面積が3,000㎡以上のもの



2) 腹付け型

傾斜地に盛土をした造成地で、
地山の傾斜が20度以上、かつ
高さ5m以上のもの



○ 滑動崩落とは

地震時に宅地造成前の谷底付近や盛土内部を滑り面として、盛土造成地の全体または大部分が斜面下部方向に移動することです。

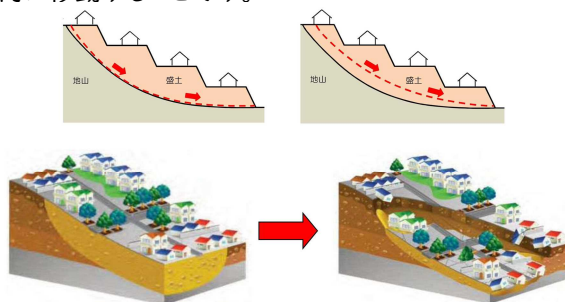


図1.3 谷埋め型大規模盛土造成地で発生する滑動崩落のイメージ

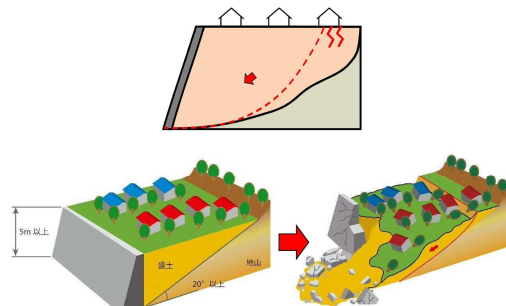


図1.4 腹付け型大規模盛土造成地で発生する滑動崩落のイメージ

3 俱知安町における大規模盛土造成地マップ(第1次スクリーニング)について

令和元年度の調査において“耐震診断”の候補地として12箇所確認し、マップを公表(マップを公表することを「第1次スクリーニング」と言います。)しております。しかしながら、令和2年度の調査において令和元年度の調査における未確認事項があったことから、追加調査を行った結果、改めて、26箇所が確認されました。このため、マップを更新し、公表します。

なお、マップの公表は、町民の皆さまはもとより、俱知安町にかかわる方に広く知っていただき、これまで以上に防災意識を高めていただくことを目的としており、マップに示した箇所が地震時に必ずしも危険ということではなく、安全性については、ガイドラインに示す今後の“耐震診断(このことを「第2次スクリーニング」と言います。)”を行った上で判断することになります。

(1) 令和元年度

全国的に盛土された造成地を把握するため、国において調査を実施し、町内の過去の地形図などを重ね合わせて盛土範囲を把握した結果、12箇所確認し、マップを公表しています。

(2) 令和2年度

令和元年度の国の成果を踏まえ、現地における盛土の状況確認及び造成年代を把握し、その内容について宅地カルテを作成するため、俱知安町において調査を実施しました。その過程において、令和元年度の第1次スクリーニングでは、ガイドラインに示されていた「差分図」(過去と現在の標高差を示す図)が作成されておらず、新たに空中写真測量による精度を高めた調査が必要になったことから、追加調査として実施しました。

結果として、当初12箇所のうち、5箇所は大規模盛土造成地に該当しないことが、また、新たに19箇所が大規模盛土造成地に該当することが判明しました。

この結果を踏まえ、今後の“耐震診断(第2次スクリーニング)”の候補地として、俱知安町内では26箇所とし、大規模盛土造成地マップを更新します。

なお、各盛土ごとの造成年代を調査し、合わせてその部分の宅地カルテを公表します。

4 今後の予定(第2次スクリーニングの準備、実施)

(1) 令和3年度(第2次スクリーニングに向けた優先度評価)

令和2年度の成果を踏まえ、“耐震診断(第2次スクリーニング)”の候補地である26箇所について、現地における盛土や擁壁の形状、変状、地下水の有無などについて確認します。

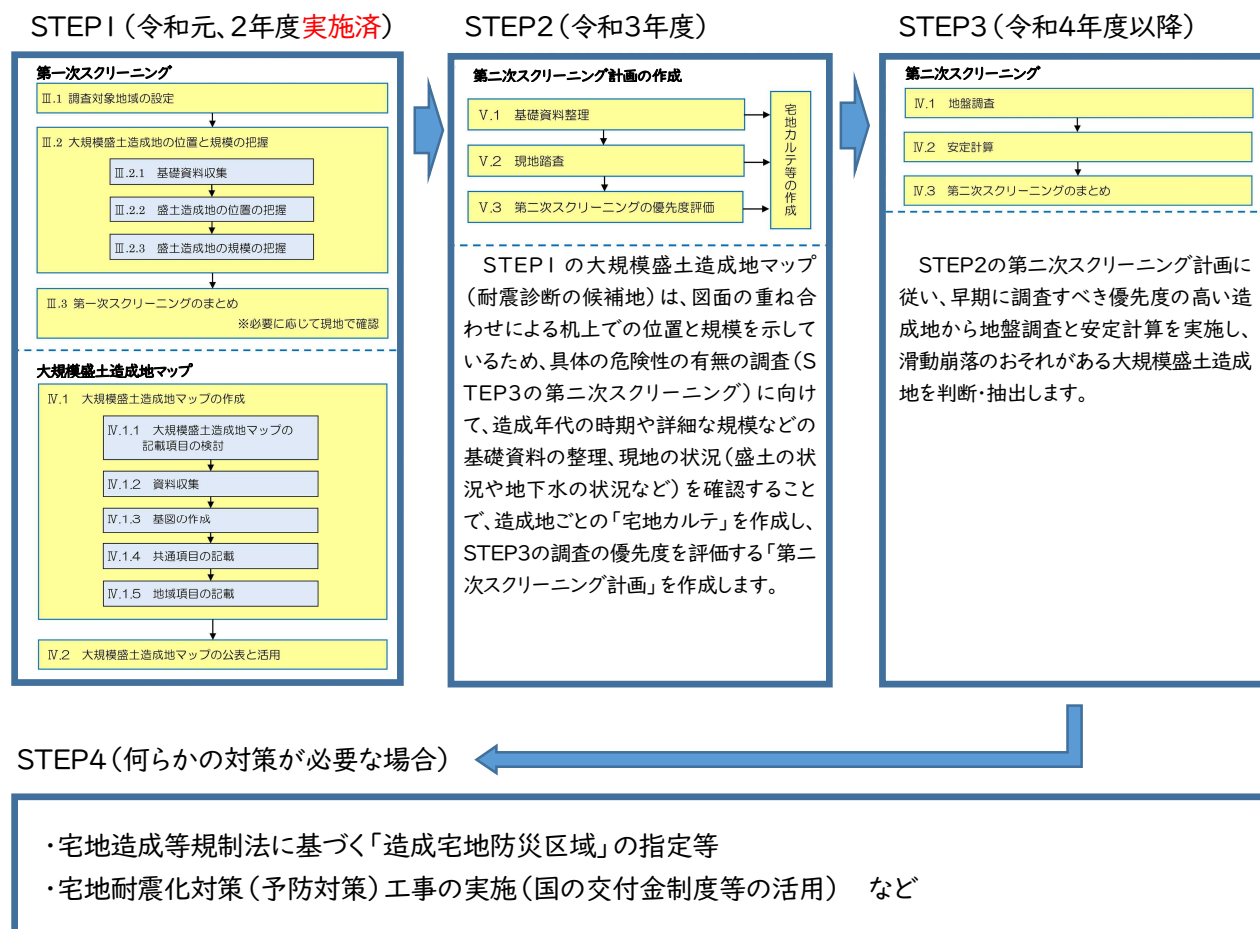
この確認作業を踏まえ、専門家の助言をいただきながら、ボーリングなどによる本格的な地盤の状況を把握する“耐震診断(第2次スクリーニング)”を行う順番付け等(これを「第2次スクリーニングに向けた優先度評価」と言います。)を行います。

なお“耐震診断(第2次スクリーニング)”の実施にあたっては、調査コスト、地域調整等が必要となることから、複数年度にわたって計画的に実施していくことが見込まれます。

(2) 令和4年度以降

「第2次スクリーニングに向けた優先度評価」をもとに、計画的に“耐震診断(第2次スクリーニング)”を実施します。

5 大規模盛土造成地の調査の流れ(ガイドラインより)



○関連リンク

・国土交通省 我が家の宅地安全マニュアル <http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

○宅地耐震化に関するウェブサイト

・国土交通省 宅地防災トップ <http://www.mlit.go.jp/crd/web/index.html>

・国土交通省 宅地耐震化推進事業 <http://www.mlit.go.jp/crd/web/jigyo/jigyo.htm>

・内閣府 防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/>

・内閣府 中央防災会議 <http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/>

・宅地造成等規制法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=336AC0000000191

○各種支援に関する情報

・国土交通省 造成宅地の耐震化に係る支援制度の概要 <http://www.mlit.go.jp/crd/web/gaiyo/gaiyo02.htm>

●お問い合わせ●

まちづくり新幹線課景観室景観係

TEL 0136-56-8012